

第3次 宇都宮市防犯対策推進計画 概要版

～ 安全で安心なまちを目指して ～

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨** 本市が、「住んでみたいまち、住み続けたいまち」として持続的に発展していくよう、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するために策定するもの
- 2 計画の範囲** 「犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること」を基本としつつ、関連分野を含む
- 3 計画の位置付け** 「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」に基づく施策を具体化する計画、第5次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)の分野別計画を実現する計画
- 4 計画の視点** 「犯罪の機会を除去することによる『ひと』と『まち』の防犯力の向上」を重視した取組の推進
- 5 計画の期間** 平成27年4月から平成32年3月(5か年)

第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 犯罪等の傾向

- ・刑法犯認知件数は減少傾向 (H21→H25:約3割の減)
- ・自転車盗が深刻(刑法犯認知件数の約2割)
- ・自転車盗・車上ねらいの約7割が無施錠
- ・65歳以上の「万引き」検挙数が増加 (H21→H25:約4割の増)
- ・中高生の犯罪被害の割合は高い (7割弱が自転車盗)
- ・65歳以上の犯罪被害の割合が増加 (人口割合も増加)
- ・特殊詐欺被害が増加 (H21→H25:認知件数約2.5倍、被害額約16倍)

2 市民等の意識

- ・「まちの明るさ」が不十分
- ・「児童・生徒登下校時の見守り」は充実・改善 [自ら又は地域が必要な取組]
- 地域住民同士のつながりの強化、一人ひとりの防犯意識の向上 [市に力を入れてほしい取組]
- 【市民】道路の明るさの確保、防犯カメラの設置
- 【防犯活動者】地域の犯罪発生状況や防犯に関する知識の情報提供、空き家や空き地の適正管理

3 犯罪を取り巻く社会情勢

- (1)本市の将来推計人口(平成26年7月推計)**
本市の総人口は平成29年をピークに減少、65歳以上は増加傾向
- (2)専門機関からの意見**
【栃木県警察本部】
特殊詐欺に係る高齢者層への直接的な広報、「万引きは犯罪」周知徹底、防犯CSR活動に係る企業等への働きかけ、地域の実情に応じた防犯カメラの設置
【栃木県暴力追放県民センター】
市事務事業等からの排除、青少年に対する教育
【被害者支援センターとちぎ】
当座必要な資金の貸付制度等の導入、支援担当窓口機能の強化
【宇都宮市消費生活センター】
関係機関・団体との連携強化による特殊詐欺被害の未然防止、詐欺防止対策機器の啓発や活用

5 課題の整理

- (1)市民一人ひとりの防犯意識の向上**
・市民への的確な情報提供(多様な手法による広報啓発, 地域に応じた情報提供)
・特殊詐欺被害防止対策(高齢者や家族への意識啓発, 対策機器類等の普及啓発)
- (2)市民による防犯対策の徹底**
・防犯対策の普及・徹底(自転車盗難対策, 防犯性能の高い部品等の普及啓発)
・学校における安全教育の推進(訓練等による教育, 防犯ブザー等の携行促進)
- (3)地域の実情に応じた防犯対策の強化**
・重点地区における対策の強化(警察と連携した駅東繁華街等の対策強化)
・自主防犯活動の強化(活動者の確保, 活動の効果を高める環境整備)
・多くの目による見守り強化(様々な主体との連携強化, ながらパトロールの促進)
・子どもの安全確保(学校等における環境整備, 通学路の安全確保)
- (4)犯罪被害者等に対する支援の強化**
・被害直後における支援の強化(緊急時の負担軽減)
・被害者等の回復期における支援の強化(相談支援の強化, 犯罪被害への理解促進)
- (5)生活環境の安全性・安心感の向上**
・管理不全な空き家・空き地の問題解決(行政指導の強化, 地域活動の促進)
・防犯活動の補完対策(見守り活動の効果を高めるための環境整備)
・防犯灯の管理負担の軽減(器具の省エネ化・長寿命化の促進)

4 第2次計画の取組状況

- 第1次の施策を継続し、新たな仕組みや組織づくりを進め、犯罪被害者等支援を盛り込む。
⇒ 対策の実効性の強化
- 主な実績
基本目標1: 市民一人ひとりの防犯力の向上
高齢者等を対象とした広報・啓発, 犯罪発生情報等の迅速・きめ細かな提供 など
基本目標2: 犯罪に強い地域社会の構築
地区防犯ネットワークの構築, 全市をあげた防犯活動の実施, 犯罪被害者等支援 など
基本目標3: 防犯性の高い生活環境整備の推進
高照度防犯灯の導入促進, JR宇都宮駅周辺へのカメラの設置・運用 など

■ 成果指標

| 指標名 | 初期値 | 目標値 | 実績値 |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 人口千人当たりの刑法犯認知件数 | 18.7件 (平成20年) | 12件以下 (平成25年) | 11.5件 (平成25年) |
| 日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合 | 68.0% (平成21年度) | 50%以下 (平成26年度) | 54.9% (平成26年度) |

第3章 計画の基本方向

第1・2次計画で整えてきた防犯対策(ソフト・ハード)を継続し、特殊詐欺や空き家等问题など、高齢化に伴う新たな課題にも対応

基本目標Ⅰ：一人ひとりの「防犯力」の向上

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、身近なことから防犯対策を実践することが重要

■ 基本施策

- 1 市民の防犯意識・規範意識の向上
- 2 市民による実践的な取組の促進

基本目標Ⅱ：地域の「防犯力」の向上

多様な犯罪を未然に防止するためには、個人の取組と合わせて、市、警察、事業者、学校など地域コミュニティの連携による取組が重要

また、犯罪被害者等の平穏な生活への回復においても、地域の理解と支援が重要

■ 基本施策

- 3 自主防犯団体による活動の促進
- 4 各主体の連携による防犯対策の強化
- 5 犯罪被害に関する対応の強化

基本目標Ⅲ：生活環境の「防犯力」の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の意識向上や地域における防犯活動等のソフト面の対策に加え、防犯灯などのハード面からも犯罪を起しにくい状況とすることが重要

■ 基本施策

- 6 住環境の防犯性の向上
- 7 設備等による防犯性の向上

【計画の成果指標】

| 指標名 | 現状値 | 目標値 |
|--|-----------------|-----------------|
| 人口千人当たりの刑法犯認知件数 (「安全」を測る) | 平成25年 11.5件 | 平成30年 8件以下 |
| 日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合 (「安心」を測る) | 平成26年度 54.9% | 平成31年度 50%以下 |

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

(1)庁内の推進体制

委員会において、成果指標などの進捗状況の把握とともに、取組状況の把握や評価、改善などを実施

(2)庁外の推進体制

成果指標や取組状況等を報告し、意見聴取を実施

2 各主体との連携

福祉分野等の各主体と連携・協力した防犯対策の推進

3 「防犯力」を高めるために

市、市民、地域、警察等が一丸となって、地域の連帯感を強化

安全・安心の維持・向上

第4章 施策の展開(次ページ)

第4章 施策の展開

| 基本目標 | 基本施策 | 個別施策 | | 取組(53) 〔新規(《新》):3, 拡充(《拡》):11, 継続:39〕 | |
|-------------------|--------------------|-----------------|---|--|---|
| | | No. | 重点 ★:特に重点的に取組を進めていくもの ■:施策指標 〔現状値〔平成26年度(見込)〕⇒目標値〔平成31年度〕〕 | | |
| I 一人ひとりの「防犯力」の向上 | 1 市民の防犯意識・規範意識の向上 | (1) | 防犯に関する広報・啓発 | 多様で幅広い広報・啓発, 特性に応じた広報・啓発 | |
| | | (2) | 犯罪発生情報の提供 | 迅速な情報提供の推進, きめ細かな情報提供の推進 | |
| | | (3) | 市民の規範意識の向上 | 青少年の健全育成の推進, 子どもの道徳・情報モラル教育等の推進(《拡》), 高齢者の規範意識の向上(《拡》) | |
| | | (4) | ★ 特殊詐欺対策の強化 | ■特殊詐欺被害件数 73件(平成25年) ⇒ 35件(平成30年) | 高齢者等に対する周知・啓発, 関係機関等との連携による対策(《拡》)(警察や地域との「対策会議」の開催等), 家族等に対する注意喚起(《拡》), 対策機器等の普及・啓発(《新》) |
| | | (5) | 暴力団排除の推進 | 市の事務事業からの排除, 公の施設の利用制限, 青少年に対する教育の推進 | |
| | 2 市民による実践的な取組の促進 | (6) | ○ 防犯に係る知識・技術の普及 | ■防犯講習会受講者数 6,700人 ⇒ 12,000人 | 世代や特性に合わせた防犯教育の推進, 防犯性能の高い建物部品等の普及促進, 消費者問題に係るきめ細かな対応 |
| | | (7) | 学校における安全教育の推進 | | 学校における防犯教育の推進, 防犯ブザーの携行促進 |
| II 地域の「防犯力」の向上 | 3 自主防犯団体による活動の促進 | (8) | 自主防犯活動における連携・協力の促進 | 地区防犯ネットワークの連携・協力の促進 | |
| | | (9) | 青色防犯パトロールの促進 | 青色回転灯の導入促進 | |
| | | (10) | ○ 自主防犯活動に対する支援 | ■ぼうはんカレッジ受講者数 8人 ⇒ 11人 | 自主防犯活動に対する助成, 自主防犯活動リーダー育成機会の提供, 自治会による防犯カメラ設置に対する支援〔再掲〕 |
| | 4 各主体の連携による防犯対策の強化 | (11) | 全市一斉防犯活動の推進 | | 子どもの一斉見守り活動〔再掲〕, 「市民総ぐるみ環境点検活動」による改善促進〔再掲〕, 全国地域安全運動重点啓発活動, 「一戸一灯運動」の推進 |
| | | (12) | ★ 様々な主体の連携による防犯活動の促進 | ■環境点検活動参加者数 2,400人 ⇒ 2,800人 | 重点地区における防犯対策の強化(《新》)(警察や地域との「対策会議」の開催等), 「市民総ぐるみ環境点検活動」による改善促進, 地区防犯ネットワークの連携・協力の促進〔再掲〕 |
| | | (13) | 学校等の安全に関する環境整備 | | スクールガードシステムの推進, 「子ども110番の家」との連携, 子どもの一斉見守り活動, 学校による通学路の安全確保(《拡》) |
| | | (14) | 各防犯協会との連携 | | 各防犯協会との連携による事業の実施 |
| | | (15) | 事業者による防犯活動の促進 | | 「宇都宮まちづくり貢献企業」等に対する支援 |
| | | (16) | 市による防犯活動の推進 | | 市職員「ながらパトロール」の推進 |
| | 5 犯罪被害に関する対応の強化 | (17) | ○ 犯罪被害者等に関する理解促進 | ■犯罪被害者等講話受講者数 3,593人 ⇒ 4,800人 | 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発 |
| (18) | | 犯罪被害者等支援の専門性の向上 | | 情報の共有化による連携, 民間支援団体(被害者支援センターとちぎ)に対する支援, 支援担当窓口(市)による対応, 被害直後における支援策の検討(《拡》) | |
| III 生活環境の「防犯力」の向上 | 6 住環境の防犯性の向上 | (19) | ★ 空き家・空き地の所有者等に対する適正管理の徹底 | ■管理不全な空き家解決率 40% ⇒ 60% | 適正管理に関する広報・啓発(《拡》), 法や条例の適切な運用(《拡》), 危険回避対策の推進(《拡》)(除却の促進等) |
| | | (20) | 空き家・空き地の市民協働による対策の推進 | | 発生抑制・適正管理活動に対する助成, 地域の自主的な活動団体との連携 |
| | 7 設備等による防犯性の向上 | (21) | 地域による問題箇所の改善促進 | | 「市民総ぐるみ環境点検活動」による改善促進〔再掲〕, 学校による通学路の安全確保〔再掲〕, 発生抑制・適正管理活動に対する助成〔再掲〕 |
| | | (22) | ○ 防犯灯の設置促進 | ■防犯灯のLED化率〔累計〕 14% ⇒ 100% | 自治会等に対する助成, LED化の促進(《拡》), 高照度化に対する助成 |
| | | (23) | 防犯カメラの適切な設置・運用 | | JR宇都宮駅における運用, 商店街組合に対する助成, 自治会による防犯カメラ設置に対する支援(《新》) |
| | | (24) | 事業者等に対する防犯対策の促進 | | 事前指導等を活用した事業者等に対する要請 |
| | | (25) | 公共施設の防犯に配慮した整備・管理 | | 小中学校における防犯カメラの設置(《拡》), 道路・公園等における防犯への配慮 |